## 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届出番号
\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{\tag{	٦
│ 連絡先 │ │ │ 担当者氏名:	
担当有以句:     電話番号:	
(届出事項)	
[	] の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったことがない      当該届出を行う前6か月間におい	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚	て当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づこと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第7%、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当するに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない □ 当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違 □ 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 □ 当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第73、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当するに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがない  当該届出を行う前6か月間におい 掲示事項等第三に規定する基準に違  当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。  当該届出を行う時点において、厚 基本料の算定方法に規定する入院患 保険医療機関でないこと。  標記について、上記基準のすべては  令和 年 月 日  保険医療機関・保険薬局の所	こと。 て療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 て、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第73、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当するに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

- 備考1 [ ]欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。
  - 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。
  - 3 届出書は、1通提出のこと。

- ※ 本様式は保険医療機関が届出に当たり確認に用いるための参考様式であって、届出書に添付する必要はない。
- 1 「区分」欄ごとに、「今回届出」欄、「既届出」欄又は「算定しない」欄のいずれかにチェックする。
- 2 「今回届出」欄にチェックをした場合は、「様式」欄に示す様式を添付する。
- 3 「既届出」欄にチェックをした場合は、届出年月を記載する。
- 4 届出保険医療機関において「区分」欄に掲げる診療報酬を算定しない場合は、「算定しない」欄をチェックする。

施設基準通知	名称	今回 届出	F	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
1002	ウイルス疾患指導料			年	月		1, 4
1の6	外来栄養食事指導料 (注 2)			年	月		1の2
1の6	外来栄養食事指導料(注3)			年	月		1の2
1の7	遠隔モニタリング加算(ペースメーカー指導管理料)			年	月		1の3
3	喘息治療管理料			年	月		3
4	糖尿病合併症管理料			年	月		別添2の2
4თ2	がん性疼痛緩和指導管理料			年	月		別添2の2
<b>4の</b> 3	がん患者指導管理料			年	月		5 <b>の</b> 3
4の4	外来緩和ケア管理料			年	月		5 <b>の</b> 4
4の5	移植後患者指導管理料			年	月		5 <b>の</b> 5
4の6	糖尿病透析予防指導管理料			年	月		5 <b>0</b> 6, 5 <b>0</b> 8
4の7	小児運動器疾患指導管理料			年	月		5の8の2
4の8	乳腺炎重症化予防ケア・指導料			年	月		別添2の2
4の9	婦人科特定疾患治療管理料			年	月		5თ10
4の10	腎代替療法指導管理料			年	月		2の2
4の11	一般不妊治療管理料			年	月		5の11
4の12	生殖補助医療管理料 1			年	月		5の12
4の12	生殖補助医療管理料 2			年	月		5の12
4の13	二次性骨折予防継続管理料 1			年	月		5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料 2			年	月		5の13
4の13	二次性骨折予防継続管理料3			年	月		5の13
4の15	下肢創傷処置管理料			年	月		5の14
6	地域連携小児夜間・休日診療料 1			年	月		7
6	地域連携小児夜間・休日診療料 2			年	月		7
6の3	地域連携夜間・休日診療料			年	月		7თ2
6の4	院内トリアージ実施料			年	月		7თ3
6の5	救急搬送看護体制加算			年	月		7თ3
6の7	外来放射線照射診療料			年	月		7の6
6の8	地域包括診療料 1			年	月		7の7
6の8	地域包括診療料 2			年	月		7の7
6თ8თ3	小児かかりつけ診療料 1			年	月		7の8
6თ8თ3	小児かかりつけ診療料 2			年	月		7の8
6თ8თ4	外来腫瘍化学療法診療料 1			年	月		39
6თ8თ4	外来腫瘍化学療法診療料 2			年	月		39
6თ8თ4	連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)			年	月		39の2
6の9	外来データ提出加算(生活習慣病管理料)			年	月		7の10, 7の11, 7の12
7	ニコチン依存症管理料			年	月		4, 8

施設基準通知	名称	今回 届出	J	既届出		算定 しない	様式(別添2(又は別添2の2))
<del>7の</del> 2	相談支援加算(療養・就労両立支援指導料)			年	月		8 <b>0</b> 3
8	開放型病院共同指導料			年	月		9, 10
9	在宅療養支援診療所			年	月		11, 11の3, 11の4, 11の5
11	ハイリスク妊産婦共同管理料(I)			年	月		13
11の2	がん治療連携計画策定料			年	月		13の2, 13の3
11の2	がん治療連携指導料			年	月		13の2
11の3の3	外来排尿自立指導料			年	月		13の4
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 1			年	月		別添2の2
11の3の4	ハイリスク妊産婦連携指導料 2			年	月		別添2の2
11の5	肝炎インターフェロン治療計画料			年	月		13の6
11の7	こころの連携指導料(Ⅰ)			年	月		13の7
11の8	こころの連携指導料(Ⅱ)			年	月		13Ø8
12	薬剤管理指導料			年	月		4, 14
12の1の2	地域連携診療計画加算			年	月		12, 12の2
12の1の2	検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			年	月		14の2
12の2	医療機器安全管理料 1			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料 2			年	月		15
12の2	医療機器安全管理料(歯科)			年	月		15
12の3	精神科退院時共同指導料			年	月		16
13	歯科治療時医療管理料			年	月		17
13の2	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所			年	月		17の2
13の3	禁煙治療補助システム指導管理加算			年	月		8
14	在宅療養支援歯科診療所 1			年	月		18
14	在宅療養支援歯科診療所 2			年	月		18
14の2	在宅療養支援病院			年	月		11の2, 11の3, 11の4, 11の5
14の3	在宅患者歯科治療時医療管理料			年	月		17
15	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料			年	月		19
15の3	在宅データ提出加算(在宅時医学総合管理料及び施設入居 時等医学総合管理料)			年	月		7の10, 7の11, 7の12
16	在宅がん医療総合診療料			年	月		20
16の1の2	在宅データ提出加算(在宅がん医療総合診療料)			年	月		7の10, 7の11, 7の12
16の1の3	重症患者搬送加算			年	月		20の1の2
16の2	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・ 指導料の注 2			年	月		20の2の2
16の2	訪問看護・指導体制充実加算			年	月		20の3
16の2	専門管理加算			年	月		20の3の3
16の3	在宅療養後方支援病院			年	月		20の4, 20の5
16の4	在宅患者訪問褥瘡管理指導料			年	月		20თ7
16の5	在宅血液透析指導管理料			年	月		20の2
16の6	遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料)			年	月		20の3の2
16の7	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 料)			年	月		別添2の2
16 <b>の</b> 8	在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料			年	月		20の9
16の9	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料			年	月		20 <i>0</i> 10, 52
16の10	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料			年	月		20の11

施設基	名称	今回 届出	ŀ	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
準通知 16の11				年	月		24Ø5
17	歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算			年	月		21
17の1の2	歯科訪問診療料の注13に規定する基準			年	月		21の3の2
	在宅歯科医療推進加算			 年	月		21の4
	遺伝学的検査			 年	月		23
18の1の3	染色体検査の注2に規定する施設基準			年	月		23の1の2, 52
18の1の4	骨髓微小残存病変量測定			年	月		23の2
18の1の5	BRCA1/2遺伝子検査			年	月		23の3
18の1の6	がんゲノムプロファイリング検査			年	月		23の4
18の1の7	角膜ジストロフィー遺伝子検査			年	月		23の5
18の1の11	先天性代謝異常症検査			年	月		23の6
	抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体			年	月		23の7
18の1の14	抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査)			年	月		5 <b>の</b> 5
18თ2	(NUM 17 天下回足校量) HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判 定)			年	月		22の2
18თ2თ3	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出			年	月		22の3
19	検体検査管理加算 (I)			年	月		22
19თ2	検体検査管理加算(Ⅱ)			年	月		22
20	検体検査管理加算(Ⅲ)			年	月		22
20თ2	検体検査管理加算(Ⅳ)			年	月		22
20თ3	国際標準検査管理加算			年	月		22
21	遺伝カウンセリング加算			年	月		23
21の2	遺伝性腫瘍カウンセリング加算			年	川		23の4
22	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算			年	月		24
22の3	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト			年	月		24 <i>0</i> 6
22の4	胎児心エコー法			年	月		24 <b>0</b> 3, 52
22の5	ヘッドアップティルト試験			年	月		24の7
23	人工膵臓検査			年	月		4, 24 <b>0</b> 4
23の2	皮下連続式グルコース測定			年	月		24 <i>0</i> 5
24	長期継続頭蓋内脳波検査			年	月		25
24の2	長期脳波ビデオ同時記録検査 1			年	月		25 <b>0</b> 2, 52
25	中枢神経磁気刺激による誘発筋電図			年	月		26
25の2	単維筋電図			年	月		27 <b>の</b> 4, 52
25 <b>の</b> 3	光トポグラフィー			年	月		26 <b>0</b> 2, 52
26	脳磁図			年	月		27
26の1の2	安全精度管理下で行うもの(終夜睡眠ポリグラフィー)			年	月		27の2の2, 52
26の1の3	脳波検査判断料 1			年	月		27の2
26の1の4	遠隔脳波診断			年	月		27თ3
26の2	神経学的検査			年	月		28
27	補聴器適合検査			年	月		29
27の2	黄斑局所網膜電図及び全視野精密網膜電図			年	月		29の3
27 <b>の</b> 3	ロービジョン検査判断料			年	月		29の2
28	コンタクトレンズ検査料			年	月		30

施設基	名称	今回 届出	ı	既届出		算定 しない	様式(別添2(又は別添2の2))
<u>準通知</u> 29	- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			年	月		31
29の2				年	月		31の2
29の3				年	月		31 <i>0</i> 3, 52
29の3の2	前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によ			年	月		31の4, 52
29の4	るもの) C T 透視下気管支鏡検査加算			 年	月		38
	<b>经</b> 気管支凍結生検法			年	月		
	口腔細菌定量検査			年	月		38 <i>0</i> 5
29の5				年	月		38の1の2
29の6	精密触覚機能検査			年	月		38の1の3
29თ7	睡眠時歯科筋電図検査			年	月		38の1の4
30	画像診断管理加算 1			年	月		32
30	画像診断管理加算 2			年	月		32
30	画像診断管理加算 3			年	月		32
31	歯科画像診断管理加算			年	月		33
32	遠隔画像診断			年	月		34又は35
33	ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層を合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層を合撮影又は乳房用ポジトロン断層撮影			年	月		36
34	CT撮影及びMRI撮影			年	月		37
35	冠動脈CT撮影加算			年	月		38
35თ2	血流予備量比コンピューター断層撮影			年	月		37 <b>の</b> 2, 52
35თ3	外傷全身CT加算			年	月		38
36	心臓MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ2	乳房MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ3	小児鎮静下MRI撮影加算			年	月		38
36の1の4	頭部MRI撮影加算			年	月		38
36の1の5	全身MRI撮影加算			年	月		38
36თ1თ6	肝エラストグラフィ加算			年	月		38
36თ2	抗悪性腫瘍剤処方管理加算			年	月		38の2
36თ3	外来後発医薬品使用体制加算			年	用		38 <b>0</b> 3
37	外来化学療法加算 1			年	用		39
37	外来化学療法加算 2			年	月		39
37თ2	無菌製剤処理料			年	月		40, 4
38	心大血管疾患リハビリテーション料(I)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
38	リハビリテーションデータ提出加算			年	月		7の10, 7の11, 7の12
39	心大血管疾患リハビリテーション料 (II)			年	月		41, 44 <i>0</i> 2
40	脳血管疾患等リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
40の2	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
41	脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
42	運動器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
42の2	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
43	運動器リハビリテーション料(Ⅲ)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2
44	呼吸器リハビリテーション料(I)			年	月		42, 44 <i>0</i> 2

施設基準通知	名称	今回 届出	J	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
45	呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)			年	月		42, 44 <b>0</b> 2
45の2	摂食嚥下機能回復体制加算(摂食機能療法)			年	月		43の6, 43の6の2, 44の2
46	難病患者リハビリテーション料			年	月		43, 44 <b>0</b> 2
47	障害児(者)リハビリテーション料			年	月		43, 44 <b>0</b> 2
47の2	がん患者リハビリテーション料			年	月		43の2, 44の2
47 <b>の</b> 3	認知症患者リハビリテーション料			年	月		43の3, 44の2
47の3の2	リンパ浮腫複合的治療料			年	月		<b>4</b> 3の7
47の4	集団コミュニケーション療法料			年	月		44, 44 <i>0</i> 2
47の5	歯科口腔リハビリテーション料 2			年	月		44の4
47の6	<b>経頭蓋磁気刺激療法</b>			年	月		44 <i>0</i> 8
47の7	児童思春期精神科専門管理加算(通院・在宅精神療法)			年	月		4, 44 <i>0</i> 5
47の7	療養生活環境整備指導加算(通院・在宅精神療法)			年	月		44の5の2
47の7	療養生活継続支援加算(通院・在宅精神療法)			年	月		44の5の2
47の8	救急患者精神科継続支援料			年	月		44 <i>の</i> 6
48	認知療法・認知行動療法			年	月		44 <i>0</i> 3
48の1の2	依存症集団療法			年	月		44の7
48 <b>の</b> 2	精神科作業療法			年	月		4, 45
49	精神科ショート・ケア「大規模なもの」			年	月		4, 46
50	精神科ショート・ケア「小規模なもの」			年	月		4, 46
51	精神科デイ・ケア「大規模なもの」			年	月		4, 46
52	精神科デイ・ケア「小規模なもの」			年	月		4, 46
53	精神科ナイト・ケア			年	月		4, 46
54	精神科デイ・ナイト・ケア			年	月		4, 46
54の2	抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症 治療指導管理料に限る。)			年	月		46 <b>の</b> 3
55	重度認知症患者デイ・ケア料			年	川		4, 47
55の2	精神科在宅患者支援管理料 1 又は 2			年	月		47 <b>の</b> 2
55の2	精神科在宅患者支援管理料 3			年	月		別添2の2
56	医療保護入院等診療料			年	川		48
56の2	処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1			年	川		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4
56თ2თ3	静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)			年	月		48 <i>の</i> 5
56თ2თ4	多血小板血漿処置			年	用		48 <b>の</b> 7
56 <b>の</b> 3	硬膜外自家血注入			年	月		48Ø6, 52
57	エタノールの局所注入 (甲状腺に対するもの)			年	月		49
57	エタノールの局所注入(副甲状腺に対するもの)			年	月		49 <i>の</i> 2
57の2	人工腎臓			年	月		2の2, 49の3, 87の4
	下肢末梢動脈疾患指導管理加算			年	月		49の3の2
57の2の3	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖 尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法			年	月		49の3の3, 52
	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法			年	月		49の3の4
57の2の5	人工膵臓療法			年	月		4, 2404
57の3	磁気による膀胱等刺激法			年	月		49 <i>0</i> 04
57の4の2	心不全に対する遠赤外線温熱療法			年	月		49の4の2, 52
57の4の3	歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)			年	月		4, 49の6, 49の7

施設基	h 1L	今回	J	既届出		算定	様式(別添2
準通知	名 称	届出		<b>—</b>		しない	(又は別添2の2)) 49の8
	手術用顕微鏡加算			年	月		-
	口腔粘膜処置			年 ———	月		49の9
-	う蝕歯無痛的窩洞形成加算			年 	月		50
57の6	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー			年	月		50の2
	有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算 皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ節加算を算定する			年	月		50の3
57の8	場合に限る。)			年	月		50 <b>の</b> 4, 52
57 <b>の</b> 8の2	皮膚移植術(死体)			年	月		52, 87 <b>0</b> 6
	自家脂肪注入			年	月		87の24
57の9	組織拡張器による再建手術 (一連につき) (乳房(再建手術)の場合に限る。)			年	月		50 <i>の</i> 5
57თ9თ2	処理骨再建加算			年	月		50の5の3, 52
57の9の3	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算			年	月		87 <b>の</b> 25
57の9の4	骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体) (同種骨移植(特殊なものに限る。)))			年	月		50の5の2
57の10	骨移植術(軟骨移植術を含む。) (自家培養軟骨移植術に限る。)			年	月		50の6, 52
57の11	後縦靭帯骨化症手術 (前方進入によるもの)			年	月		52, 87 <b>თ</b> 7
57の12	椎間板内酵素注入療法			年	月		50の7
58	腫瘍脊椎骨全摘術			年	月		51, 52
58 <b>の</b> 2	脳腫瘍覚醒下マッピング加算			年	用		51 <i>0</i> 2, 52
58 <b>0</b> 3	原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算			年	用		51 <i>の</i> 3
58の4	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術			年	月		87の26
59	頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限る。)			年	月		52, 54
60	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺 激装置交換術、脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換 術			年	月		25
60の2	頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの(7本以上の電極による場合)に限る。)			年	月		25 <b>の</b> 3
60თ2თ2	虚着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)			年	月		87 <i>0</i> 27
60の2の3	仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術			年	月		53
60თ2თ4	舌下神経電気刺激装置植込術			年	月		87 <b>の</b> 28
60の2の5	角結膜悪性腫瘍切除手術			年	月		87の50
60の3	治療的角膜切除術(エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。))			年	川		52, 54 <b>0</b> 2
60თ3თ2	内皮移植加算			年	月		52, 54 <b>の</b> 2 <b>の</b> 2
	羊膜移植術			年	月		52, 54 <b>の</b> 3
00000	緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレート のあるもの))			年	月		52, 54 <b>0</b> 4
60の6	緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び(水晶体再建術 併用眼内ドレーン挿入術)			年	月		52, 54 <b>0</b> 8
60の6の2	緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))			年	月		52, 54 <b>0</b> 8
60の7	網膜付着組織を含む硝子体切除術(眼内内視鏡を用いるもの)			年	月		52, 54 <b>の</b> 5
60の8	網膜再建術			年	月		52, 54 <b>0</b> 6
60の9	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術			年	月		52, 87 <b>0</b> 29
61	植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工中耳植込 術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型 骨導補聴器交換術			年	月		52, 55
61の2	耳管用補綴材挿入術			年	月		52, 87 <b>0</b> 49
61の2の2	内視鏡下鼻・副鼻腔手術 V 型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻 内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴う もの)			年	月		52, 54 <b>の</b> 7

			ı				14 b (Diver -
施設基準通知	名 称	今回 届出		既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
61の2の3	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 56თ7, 87თ30
61の2の4	内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)			年	月		87 <i>0</i> 31
61の2の5	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術			年	月		52, 56の7
61の2の6	喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いたもの)			年	月		52, 87の5
61 <i>0</i> 3	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)			年	月		52, 56
61の4	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に 係るものに限る。)及び下顎骨形成術(骨移動を伴う場合 に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)			年	月		52, 56 <b>0</b> 3
61の4の2	顎関節人工関節全置換術(歯科診療以外の診療に係るもの に限る。)			年	月		56の8
61 <b>の</b> 4の3	顎関節人工関節全置換術(歯科診療に係るものに限る。)			年	月		56の8
61の4の4	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ 甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上 皮小体)腺腫過形成手術			年	月		52, 56 <b>0</b> 4
61の4の5	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術			年	月		52, 56 <b>0</b> 4
61の4の6	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法			年	月		87 <b>の</b> 46
61の4の7	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)			年	月		38
61 <i>の</i> 5	乳腺悪性腫瘍手術(乳がんセンチネルリンパ節加算1又は 乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限 る。)			年	月		52, 56 <b>0</b> 2
61の5	乳腺悪性腫瘍手術 (乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴わないもの) 及び乳輪温存乳房切除術 (腋窩郭清を伴うもの))			年	月		52, 56 <b>の</b> 5
61の6	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)			年	月		50の5
61の6の2	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術 (内視鏡手術用支援機器を用いる 場合)			年	月		52, 87 <b>の</b> 22
61の7	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術及び胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <b>0</b> 8
61の7の2	併切除を伴うもの) に限る。)			年	月		52, 56の6
61の7の3	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除及び肺葉切除又は1肺  葉を超えるもので、内視鏡手術用支援機器を用いる場合)			年	月		52, 87 <b>の</b> 17
61の7の4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)			年	月		52, 87の51
62	同種死体肺移植術			年	月		57
62の2	生体部分肺移植術			年	月		52, 58
62の2の2	る場合)			年	月		52, 87の10
62の2の3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用い る場合)			年	月		52, 87の10の2
62の2の4	内視鏡下筋層切開術			年	月		52, 58 <b>0</b> 2
62の2の5	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃・十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			年	月		87 <i>ග</i> 9
63	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)			年	月		52, 59
63の2の2	胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術			年	月		52, 87 <b>の</b> 11
63 <i>0</i> 3	経カテーテル弁置換術			年	月		52, 59の2, 59の2の2
63 <i>0</i> 34	経皮的僧帽弁クリップ術			年	月		52, 87 <b>の</b> 12
63の5	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術			年	月		52, 59 <b>0</b> 3
63の5の2	不整脈手術(左心耳閉鎖術(経カテーテル的手術によるも の)に限る。)			年	月		52, 59 <b>の</b> 3 <b>の</b> 2, 87 <b>の</b> 32

施設基準通知	名称	今回 届出	既届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
63 <i>0</i> 76	経皮的カテーテル心筋焼灼術における磁気ナビゲーション 加算		年	月		52, 59 <b>0</b> 4
64	経皮的中隔心筋焼灼術		年	月		52, 60
65	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		年	月		24, 52
66	両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交 換術		年	用		52, 61
67	植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈 電極抜去術		年	月		52, 62
67の2	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室 ペーシング機能付き植込型除細動器交換術		年	月		52, 63
68	大動脈バルーンパンピング法(IABP法)		年	月		24
68 <i>0</i> 2	経皮的循環補助法 (ポンプカテーテルを用いたもの)		年	月		52, 87の13
69	補助人工心臓		年	月		52, 64
69 <b>の</b> 2	小児補助人工心臓		年	月		52, 64 <i>0</i> 2
70の2	植込型補助人工心臓(非拍動流型)		年	月		52, 65の3
71	同種心移植術		年	月		57
72	同種心肺移植術		年	月		57
72の1の2	骨格筋由来細胞シート心表面移植術		年	月		65の3の2
72の2の2	経皮的下肢動脈形成術		年	月		65の3の3
72の3	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術		年	月		52, 65 <b>0</b> 4
72の4	腹腔鏡下リンパ節群郭清術		年	月		52,65の4の2,87の33,別 添2の2
72の4の2	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術		年	月		52, 65 <i>0</i> 5
72の5	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術		年	月		52, 65 <b>0</b> 5
72の7	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術及び腹腔鏡下小切開後腹 膜悪性腫瘍手術		年	月		52, 65 <i>0</i> 5
72の7の2	内視鏡的逆流防止粘膜切除術		年	月		52, 87 <b>0</b> 34
72の7の2の2	腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するも の)		年	月		52, 65 <b>0</b> 8
72の7の3	腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を 用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内 視鏡手術用支援機器を用いるもの))		年	月		52, 87 <i>0</i> 14
72の7の4	腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門側胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))		年	月		52, 87 <b>の</b> 14
72の7の5	腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を 用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内 視鏡手術用支援機器を用いるもの))		年	月		52, 87 <b>の</b> 14
72の8	腹腔鏡下胃縮小術(スリーブ状切除によるもの)		年	月		52, 65の6
72の8の2	バルーン閉塞下経静脈的塞栓術		年	月		52, 87の15
72の8の3	腹腔鏡下総胆管拡張症手術(内視鏡手術用支援機器を用い る場合)		年	月		52, 87 <b>0</b> 35
72の8の4	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)		年	月		52, 87 <b>0</b> 36
72の9	胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以 上)を伴うものに限る。)		年	月		52, 65 <b>0</b> 7
73	体外衝撃波胆石破砕術		年	月		66
73の2	腹腔鏡下肝切除術		年	月		52, 66 <b>0</b> 2
73თ2თ2	腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)		年	月		52, 87 <b>の</b> 37
73の3	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術		年	月		52, 87の16
73თ3თ2	移植用部分肝採取術(生体)(腹腔鏡によるもの)		年	月		52, 87 <b>0</b> 38
74	生体部分肝移植術		年	月		52, 67
75	同種死体肝移植術		年	月		57
75の2	体外衝撃波膵石破砕術		年	月		66
75 <b>の</b> 3	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術及び腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術		年	月		52, 67 <b>0</b> 2

施設基	名称	今回 届出	既届出		算定 しない	様式(別添2(又は別添2の2))
準通知 75の3	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用	шШ	年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 2
75Ø4	いる場合) 腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術		 年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 3
75 <i>0</i> 74	腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用い		  年	月		52, 67 <i>0</i> 2 <i>0</i> 3
76	る場合) 	П	 年	月	]	57
	同種死体膵島移植術	П	 年	月		52, 57 <i>0</i> 2
-	生体部分小腸移植術		 年	月		52, 87 <b>0</b> 17 <b>0</b> 2
	同種死体小腸移植術		 年	月		57
	中性化体小肠移植物   早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術		 年	月		52, 67 <i>0</i> 3
76074 760402			 年	月		52, 87 <b>0</b> 39
	いる場合) 内視鏡的小腸ポリープ切除術			月		, -
			年			87 <i>0</i> 40
	腹腔鏡下小切開副腎摘出術    腹腔鏡下直腸切除・切断術(切除術、低位前方切除術及び		年	月		52, 65 <i>0</i> .5
76の6	切断術に限る。) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)		年	月		52, 87 <b>の</b> 18
76თ7	腹腔鏡下副腎摘出手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術(褐色細胞腫) (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)		年	月		52, 87の48
76თ8	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法		年	月		52, 87 <b>0</b> 47
77	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術		年	月		66
77の2	腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、 腹腔鏡下小切開腎(尿管)悪性腫瘍手術		年	月		52, 65の5
77の3	腎腫瘍凝固・焼灼術 (冷凍凝固によるもの)		年	月		68 <i>0</i> 2
77の3の2	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる もの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援 機器を用いるもの)		年	月		52, 68 <i>0</i> 3
77の3の3	腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)		年	月		52, 68 <b>0</b> 4
77の4	同種死体腎移植術		年	月		57
77の5	生体腎移植術		年	月		52, 69
77の6	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術		年	月		52, 65の5
77の7	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)		年	月		52, 69の2
77の8	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術		年	月		52, 65の5
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術		年	月		52, 69 <b>0</b> 3
77の9	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)		年	月		52, 69の5
77の10	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術		年	月		52, 69 <b>0</b> 3
77の11	人工尿道括約筋植込・置換術		年	月		69 <i>0</i> 04
77の11の2	膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外) 、埋没陰茎手術及 び陰嚢水腫手術 (鼠径部切開によるもの)		年	月		87 <b>の</b> 41
77の11の3	精巣内精子採取術		年	月		87の42, 87の42の 2
77の12	焦点式高エネルギー超音波療法		年	月		52, 70
78	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術		年	月		52, 71
78თ2	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術		年	月		52, 65 <b>0</b> 5
78თ2თ2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)		年	月		52, 71の1の2
78თ2თ3	腹腔鏡下仙骨膣固定術		年	月		52, 71 <b>の</b> 1 <b>の</b> 3
78თ2თ3	  腹腔鏡下仙骨膣固定手術(内視鏡手術用支援機器を用いる  場合)		年	月		52, 71の1の4
78თ3	場合)  腹腔鏡下膣式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる  場合)		年	月		52, 87 <b>0</b> 19
78თ3თ2	場合)  腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)		年	月		52, 71 <i>0</i> 2
78თ3თ2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)		年	月		52, 71 <b>の</b> 2
78თ3თ2	  腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手		 年	,,		52, 71 <b>0</b> 5
,,2	術用支援機器を用いる場合)		 1-	,,	1	22, 7.1000

		今回	or = · · ·		算定	様式(別添 2
施設基 準通知	名 称	届出	既届出		しない	(又は別添2の2))
78の3の3	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術		年	月		52, 87の43
78の4	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術		年	月		52, 71 <b>の</b> 3
78の5	胎児胸腔・羊水腔シャント術		年	月		52, 71 <b>の</b> 4
78の5の2	無心体双胎焼灼術(一連につき)		年	月		52, 71 <b>の</b> 4
78の5の3	胎児輸血術(一連につき)及び臍帯穿刺		年	月		52, 71 <b>の</b> 4
78の5の4	体外式膜型人工肺管理料		年	月		87 <b>の</b> 44
78の6	医科点数表第2章第10部手術の通則4(性同一性障害の患者に対して行うものに限る。)に掲げる手術		年	月		52, 87 <i>0</i> 20
79の2	手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1		年	月		48の2, 48の2の2, 48の3, 48の4, 4,
79の3	胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を 含む。)		年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
79の4	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術		年	月		87 <b>の</b> 23
79の5	周術期栄養管理実施加算		年	月		87 <b>の4</b> 5
80	輸血管理料 I		年	月		73
80	輸血管理料Ⅱ		年	月		73
80	輸血適正使用加算		年	月		73
80	貯血式自己血輸血管理体制加算		年	月		73
80の2	コーディネート体制充実加算		年	月		87 <b>の</b> 21
80თ3	自己生体組織接着剤作成術		年	月		73の2
80თ3თ2	自己クリオプレシピテート作製術(用手法)及び同種クリ オプレシピテート作製術		年	月		73の2
80の4	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算		年	月		73の3
80 <b>の</b> 5	胃瘻造設時嚥下機能評価加算		年	月		43 <i>0</i> 4, 43 <i>0</i> 5
80თ5თ2	凍結保存同種組織加算		年	月		52, 73 <b>თ</b> 5
80 <b>ග</b> 6	歯周組織再生誘導手術		年	月		74
80თ7	手術時歯根面レーザー応用加算		年	月		50
80の8	広範囲顎骨支持型装置埋入手術		年	月		74の3
80 <b>ග</b> 9	歯根端切除手術の注3		年	月		49 <i>の</i> 8
80の10	口腔粘膜血管腫凝固術		年	月		74の4
80の11	レーザー機器加算の施設基準		年	月		49の9
81	麻酔管理料(I)		年	月		75
81の2	麻酔管理料(Ⅱ)		年	月		75
81及び81の2	周術期薬剤管理加算		年	月		75の3
81 <b>ග</b> 3	歯科麻酔管理料		年	月		75の2
82	放射線治療専任加算		年	月		76
82の2	外来放射線治療加算		年	月		76
82 <b>ග</b> 3	遠隔放射線治療計画加算		年	月		76の2
83	高エネルギー放射線治療		年	月		77
83 <b>ග</b> 2	一回線量増加加算		年	月		77
83 <i>0</i> 3	強度変調放射線治療(IMRT)		年	月		52, 78
83 <b>ග</b> 4	画像誘導放射線治療加算 (IGRT)		年	月		78の2
83 <b>の</b> 5	体外照射呼吸性移動対策加算		年	月		78 <i>0</i> 3
84	定位放射線治療		年	月		79
84の2	定位放射線治療呼吸性移動対策加算		年	月		78 <i>0</i> 3
84の2の2	粒子線治療		年	月		52, 79の1の2
		1				

施設基準通知	名称	今回 届出	B	无届出		算定 しない	様式(別添2 (又は別添2の2))
84の2の3	粒子線治療適応判定加算			年	月		79の1の3
84の2の4	粒子線治療医学管理加算			年	月		79の1の3
84の2の5	ホウ素中性子捕捉療法			年	月		52, 79თ1თ4
84の2の6	ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算			年	月		79の1の4
84の2の7	ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算			年	月		79の1の4
84の2の8	画像誘導密封小線源治療加算			年	月		78თ2
84の3	保険医療機関間の連携による病理診断			年	月		79の2
84の4	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製			年	月		80
84の5	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅 速細胞診			年	月		80
84の6	デジタル病理画像による病理診断			年	月		80の2
84の7	病理診断管理加算			年	月		80の2
84 <b>0</b> 8	悪性腫瘍病理組織標本加算			年	月		80の2
84の9	口腔病理診断管理加算			年	月		80 <b>ග</b> 3
85	クラウン・ブリッジ維持管理料			年	月		81
86	歯科矯正診断料			年	月		82
87	顎口腔機能診断料(顎変形症(顎離断等の手術を必要とするものに 限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)			年	月		83
88	調剤基本料			年	月		84
89	調剤基本料の注1ただし書に規定する施設基準			年	月		87の2
92	地域支援体制加算			年	月		87の3, 87の3の2, 87の3 の3
92の2	連携強化加算			年	月		87の3の4
93	後発医薬品調剤体制加算			年	月		87
95	無菌製剤処理加算			年	月		88
96	在宅患者調剤加算			年	月		89
98	特定薬剤管理指導加算 2			年	月		92
100	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料			年	月		90
102	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算			年	月		89
103	在宅中心静脈静脈栄養法加算			年	月		89

※様式2、5、5の2、5の9、6、7の4、7の5、7の9、13の5、24の2、49の5、65、65の2、68、72、73の4、74の2、86、91は欠番。